

今市事件



横山 雅
よこやま・まさる
弁護士

1……事件の概要と経過

(1) 勝又さんの逮捕と取調べの状況

今市事件は、栃木県旧今市市（現在は日光市の一部）で2005年に発生した女兒誘拐殺人事件である。

2005年12月1日、小学校1年生の女兒が下校途中に行方不明となり、翌2日、女兒は茨城県内の山中で全裸の遺体となって発見された。

遺体の頭髮には黒色の粘着テープが付着しており、胸部には10カ所にもわたる刺し傷があり、死因は同刺し傷を原因とする心臓損傷による失血死であった。

捜査機関は、事件発生直後から大規模捜査を開始したものの、決定的な証拠と結びつく犯人を確定できないまま長時間が経過していった。

2014年1月29日、母親とともに偽物のブランド品を所持販売していたという商標法違反の被疑事実で勝又拓哉さんは逮捕された。

2月18日、宇都宮地検は、勝又拓哉さんを商標法違反で起訴し、同日から商標法違反での勾留を利用して、勝又さんを女兒に対する殺人被疑事実で取調べを開始した。同日の地検での取調べで

勝又さんは、自白の検面調書をとられる。

同日の取調べ状況は録音・録画されておらず、検面調書の内容はわずか22行の極めて抽象的な内容であった。

弁護人との接見を経て、勝又さんは否認に転じるが、警察官、検察官による激しい人格非難を含めた取調べが続いた。なお、以後、検察官の取調べについては録音・録画がされていたものの、警察官の取調べについては録音・録画はされていなかった。

2月25日、勝又さんは、検察官による取調中、「もう無理」などと叫んだ後、身体に結びつけられたパイプ椅子を引きずって取調べ室の3階の窓に向かって突進し、自殺を図ろうとするほど執拗な人格攻撃を含む取り調べであった（この場面も、録音・録画に収められていた）。

国選弁護人は、宇都宮地検に対して3月4日、4月8日に商標法違反での起訴後勾留を利用した別件取調べに抗議するなどしたため、いったん検察官の取調べは止んだものの、他方で警察官の激しい取調べは録音・録画がなされないまま続いていた。

6月3日、栃木県警は、勝又さんを殺人被疑事実で逮捕し、同日から警察、検察全ての取調べの録音・録画がようやく行われるようになった。

殺人罪での取調べが最初に行われた2月18日から123日が経過した6月20日、勝又さんは執拗な取調べに屈して、以後、自白調書をとられていった。

商標法違反での逮捕から約5カ月が経過した6月24日、宇都宮地検は勝又さんを女兒に対する殺人罪で起訴した。

(2) 一審裁判員裁判での有罪判決

一審は、宇都宮地裁で裁判員裁判で行われ、取調べの録音・録画が長時間にわたって裁判員の面前で再生された。再生された取調べの場面には、勝又さんが自白している場面のほかにも前述の勝又さんが自殺を図ろうとする場面もあった。

2016年4月8日、宇都宮地裁は、勝又さんを

東京高裁不当判決



無期懲役で有罪とした。判決後、マスコミの取材に対して裁判員は、自白の録音・録画の場面がなければ有罪とできなかったなどと回答し、録音・録画の多大な影響力が明らかになった。

(3) 控訴審での破棄自判有罪判決

控訴審は、東京高等裁判所第5刑事部に係属した。控訴審において弁護団は、法医学鑑定書、ヒトDNAの鑑定書、猫のミトコンドリアDNAの鑑定書、供述心理学の鑑定書などのほか、起訴後勾留を利用した取調べと自白採取の違法性についての法学的意見書など多数の証拠を提出し、全面的に一審有罪判決を争った。

2018年1月10日、検察官は犯行日時（2005年12月2日午前4時頃という時間から、同年12月1日午後2時38分頃から同月2日午前4時までの間に時間を抜けた）と犯行場所（遺棄現場の山林から、栃木県内、茨城県内又はその周辺まで抜けた）を大幅に拡大する訴因を予備的に追加した。同訴因変更について、弁護団は争ったものの、控訴審の審理も終盤に差し掛かっていた3月29日に東京高裁は訴因変更を許可した。

8月3日、東京高裁は、一審判決を破棄し、控訴審で追加された犯行日時と犯行場所を大幅に拡大した予備的訴因で勝又さんを有罪とし無期懲役に処した。

(4) 最高裁での上告棄却決定

勝又さんと弁護団は、控訴審判決後、即日上告

し、控訴審判決の誤りを指摘する上告趣意書を提出するなどしたが、2020年3月4日、上告は棄却され、その後の異議申立ても棄却され、控訴審による有罪・無期懲役の判決が確定した。

勝又さんは、現在受刑中であるが、自身の冤罪を今も訴え続けている。

2……控訴審判決の概要

1で述べたとおり、現在確定している判決は、東京高裁による控訴審判決である。以下、まず、本件の証拠構造と一審判決の判断を述べた後、控訴審判決の概要を述べる。

(1) 証拠構造と一審判決の判断

本件は、勝又さんの犯人性を決定的に立証する客観証拠はない。そのため、捜査機関は自白獲得を目論んだといえる。

勝又さんを犯行と結び付ける客観的証拠として検察官が提出したもののうち多少でも意味がありそうなものは、12月2日未明に勝又さんの使用していた車両が宇都宮市東部から東方へ向かって走行し、約4時間後に戻って来たという遺棄現場の山林から約40キロメートル離れた場所に設置されたNシステムの走行記録、71グループに分類されるという猫のDNAの特定領域の塩基配列につき、遺体に付着していた獣毛様のものが勝又さんの飼い猫の毛と同じグループに属するとのミトコンドリアDNAの鑑定結果、及び、勝又さん

が母親に宛てて書いた謝罪の手紙（簡潔にまとめると、こんなことになってしまったがお母さんは悪くないという趣旨が書かれた手紙）という3点であった。

その余の客観証拠は何ら犯人性を推認することのないものであり、あくまでも矛盾しないというレベルの証拠であった。

一審判決は、Nシステムの走行記録については、本件遺棄現場に行ったのではないかとの疑いを生ぜしめる事情といえるが、被告人が本件遺棄現場に行ったことを直接示すものではないから、その推認力には限界があったとした。

また、一審判決は、猫の毛のミトコンドリアDNAについては、その出現確率から被告人の飼い猫のものである蓋然性は相応に高いとしながらも、被告人の飼い猫のものであるとは断定できないとし（ミトコンドリアDNAは母系遺伝するためそもそも個体の同一性を証明できないという性質を有している）、手紙については、手紙の記載内容は多義的であり、その記載内容のみでは被告人が本件殺人を自認したものとは断定することはできないと認定した。

結局、一審判決は「客観的証拠のみから被告人の犯人性を認定することはできない」と認定し、勝又さんの自白に依拠して勝又さんの犯人性を認定するに至った。

なお、勝又さんの最終的な自白は、概要、わいせつ行為目的で女兒を車に乗せて拉致し、自宅に連れて行ってわいせつ行為に及んだ後、車で遺棄現場の山林の山道まで女兒を連れて行き、両手両足を縛られ目隠しされた女兒の右肩を左手で掴んで、右手に持ったナイフで被害者の胸部を10回ほど刺した後、山林に遺体を遺棄したというものであった。

なお、女兒の頭髮に付着していた黒色の粘着テープから採取された核DNA型、遺体の身体から採取されたミトコンドリアDNA型からは、いずれも勝又さんのDNA型は発見されなかったという犯人性を否定する方向の客観的証拠があった

ことは本件の重要なポイントといえたが、後述するように控訴審判決においてかかる事実は重要視されることはなかった。

(2) 控訴審判決の概要

控訴審判決が、一審判決と異なる点は、自白なしの客観的証拠のみで勝又さんの犯人性を認定できると判断した点にある。

控訴審判決は、猫の毛のミトコンドリアDNA型については、被告人の飼い猫のものである蓋然性は相応に高いとする原判決の判断は是認することはできず、被告人の飼い猫に由来するものとして矛盾しないという限度でしか証明力が認められないとして、一審判決よりも証明力が低いものと判断した。

他方で、控訴審判決は、母親に宛てた謝罪の手紙を被告人が殺害犯人でないとすれば被告人が手紙を作成したことを合理的に説明することは困難とし、一審判決がこの手紙の存在のみでは被告人の犯人性を直接的に基礎づける事情とはなり得ないとした判断は是認できないなどとして、手紙を極めて強く犯人性を推認する証拠であると判断し、Nシステムの通行記録を手紙の次に犯人性を推認させる証拠であると認定した。

最終的に、控訴審判決は、手紙、Nシステム、及び、その他の被告人が犯人であることと矛盾しないレベルの証拠を総合すれば、自白の検討なしに被告人が犯人であると認定できると判断したのである。

なお、粘着テープから採取された核DNA型、及び、遺体から採取されたミトコンドリアDNA型からは、控訴審での弁護士依頼の鑑定の中で被害者、被告人、捜査官とも異なるDNA型が存在していたことが明らかにされたにもかかわらず、控訴審判決は、付着状況が不明であり被告人の犯人性の推認を覆すに足りる証拠ではないと一蹴し、結局のところ、自白を容れずに被告人が犯人であることは明らかであると判断したのである。

そのうえで、控訴審判決は、勝又さんの捜査段階での自白については、殺害犯人を自認する部分

のみに信用性が認められ、犯行状況、犯行場所等の自白に関しては信用性がないと判断したのである。

なお、注目されていた取調べの録音・録画の再生についての控訴審の判断は、本件各記録媒体を供述の信用性の補助証拠として採用し、再現された供述態度等から直接的に犯人性に関する事実認定を行った一審判決には刑訴法317条の違反が認められるとした。

3……控訴審判決の問題点と課題

控訴審判決は、手紙を重要視しているが、そもそも手紙も勝又さんが作成したものであり、真に自白と独立した証拠と言えるのかという点に大きな疑問が残る。

手紙の内容も、抽象的かつ多義的なものであり、控訴審判決が言うように被告人が犯人でないとしたならば手紙を作成したことを説明することが困難とまで断定できるのだろうかという疑問も残る。

さらに、Nシステムについては、そもそも弁護士がアクセスできないブラックボックスの中にあり、刑事裁判の証拠として用いることが相当であるといえるような状況にはなく、犯行日時と犯

行場所が拡大された訴因で有罪とされるのであれば、拡大された犯行日時と犯行場所に関わるNシステムの通行記録が開示される必要があったともいえ、それらの開示なしに予備的訴因を認定したことは不当な判断であったと言わざるを得ない。

また、自白の根幹部分である犯行状況と犯行場所に関する自白が信用できないと判断したのであれば、論理的に自白そのものの信用性は崩壊したものと判断されなければならないはずである。

しかしながら、控訴審判決は、犯人性を自認する部分についてのみは信用できると判断しており、この点についても大きな疑問が残るものと言わざるを得ない。

さらに、ヒトDNA型の判断を加味すれば勝又さんを犯人と認定した控訴審判決には重大な疑問が残る。

最高裁で上告が既に棄却されている以上、本件を覆すには再審請求以外の方法はない。

控訴審の審理の中で多くの新証拠を提出して採用された本件については、新規性と明白性が認められる再審請求のための新証拠をどのように準備するかという点に大きな課題を抱えている。

◆今市事件年表

2005年12月1日	栃木県旧今市市で女兒が行方不明となる
2005年12月2日	茨城県内の山中で女兒の遺体が発見される
2014年1月29日	勝又拓哉さんが商標法違反で逮捕される
2014年2月18日	勝又拓哉さんが商標法違反で起訴される
2014年6月3日	勝又拓哉さんが女兒に対する殺人罪で逮捕される
2014年6月24日	勝又拓哉さんが女兒に対する殺人罪で起訴される
2016年4月8日	宇都宮地裁における裁判員裁判で勝又拓哉さんに無期懲役の有罪判決
2018年8月3日	東京高裁が破棄自判（控訴審で追加された予備的訴因により有罪としたため）により勝又拓哉さんに無期懲役の有罪判決
2020年3月4日	最高裁が上告棄却決定
2020年3月16日	最高裁が異議申立棄却決定